

議案第 24 号

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 8 月 23 日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例の一部を改正する条例

旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例（平成11年佐倉市条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

160円	100円
320円	210円

」を

「

170円	120円
350円	240円

」に、

「

100円	70円
210円	150円
270円	190円
540円	370円

」を

「

120円	80円
250円	170円
300円	210円
600円	420円

」に改める。

別表第2中

「

4, 270円
3, 950円
5, 420円
5, 760円
2, 860円

」を

「

6, 000円
5, 500円
6, 000円
6, 500円
3, 500円

」に改める。

別表第3中

「

17, 600円
7, 750円
9, 950円

」を

「

19, 000円
7, 000円
12, 000円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例（別表第3 佐倉順天堂記念館の項の改正規定を除く。）による改正後の旧堀田邸、佐倉順天堂記念館及び武家屋敷の入館料等に関する条例別表第2及び別表第3の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後の旧堀田邸及び武家屋敷の施設又は撮影の使用に係る使用料であって、令和3年12月1日（以下「基準日」という。）以後に使用の承認又は撮影の許可の申請があったものについて適用し、適用日前の旧堀田邸及び武家屋敷の施設又は撮影の使用に係る使用料並びに基準日前に使用の承認又は撮影の許可の申請があった旧堀田邸及び武家屋敷の施設又は撮影の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 別表第3 佐倉順天堂記念館の項の改正規定は、適用日以後の佐倉順天堂記念館の撮影の使用に係る使用料について適用する。